別記第１３号様式（第４８条関係）

貯蔵の方法に係る技術上の基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | 項目 | 申請内容 |
| 一般 | 液石 |
| １８条  ２号 | １９条  ２号 | 容器により貯蔵する場合にあっては，次に掲げる基準に適合すること。 |  |
| イ | ロ | 可燃性ガス又は毒性ガスの充塡容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。 |  |
| ハ |  | シアン化水素は、１日に１回以上当該ガス漏えいのないことを確認すること。 |  |
| ニ |  | シアン化水素は、容器に充塡した後６０日を越えないものをすること。  ※ただし、純度９８％以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。 |  |
| ホ | イ | 船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。  ※ただし、法第１６条第１項の許可を受けた場合、法第１７条の２第１項の届出を行った場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。 |  |
| へ |  | 一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から１５年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。 |  |
| ６条  ２項  ８号 | ６条  ２項  ７号 | 容器置場及び充塡容器等は、次に掲げる基準に適合すること。  ※ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充塡容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合にはロ及びニに適合することを要しない。 |  |
| イ | イ | 充塡容器等は、充塡容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。 |  |
| ロ |  | 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充塡容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。 |  |
| ハ | ロ | 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。 |  |
| ニ | ハ | 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲２ｍ以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。  ※ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。 |  |
| ホ | ニ | 充塡容器等は、常に温度４０℃（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと。 |  |
| ト | ホ | 充塡容器等（内容積が５ℓ以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。 |  |
| チ | ヘ | 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。 |  |

備考　申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ガス名 | 容器の種類 | 容器の本数 | 貯蔵量 |
|  | ㎥  ㎏ | 本 | ㎥  ㎏ |
|  | ㎥  ㎏ | 本 | ㎥  ㎏ |
|  | ㎥  ㎏ | 本 | ㎥  ㎏ |
| 最大貯蔵量（合計） |  | 本 | ㎥  ㎏ |